

東京生存権裁判闘争ニュース

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10

東京社保協内 **生存権裁判を支える東京連絡会**
電話03-5395-3165 FAX03-3946-6823

NO. 32号

2009年7月24日

東京生存権裁判 東京高裁第3回裁判

東京高裁前宣伝行動

東京生存権裁判の東京高裁第3回が行われる7月16日、午後12時30分より高裁前で40名ぐらいが参加し宣伝行動を行いました。地域支える会、都団体、弁護士、横井邦雄原告団長から、何としても東京生存権裁判を勝利させようとして訴えました。

東京高裁第3回裁判

午後2時から一〇一法廷で東京生存権裁判第3回裁判が行われました。参加者は地域支

える会・都団体から九一名、原告7名、弁護士16名の一一四名が参加し、裁判に臨みました。

法廷では、青柳馨裁判長と原告弁護団の新しい井・田見弁護士、被告弁護団とのやりとりがあり、原告側は第2準備書面（人証の必要性）について求釈明、文書送付嘱託申し立ての求めに対し、被告側は第2、第4準備書面は反論しない。求釈明には答えない、文書送付嘱託は必要ないと述べました。青柳裁判長からは、送付嘱託（関連性は認めるが）必要性はない。求釈明は行わないと述べました。

人証の採否については、証人として金沢さん（佛教大学教授）と富家貴子さん（金沢福祉専門学校教員）の証人を申請しましたが、富家貴子さんが採用されました。時間は40分で被告側の反対尋問は20分となりました。原告からは横井邦雄・吉田喜美さんの2名が採用され、各30分の尋問、反対尋問20分ということが決まりました。

次期期日（人証調べ）は10月15日（木）午後2時～5時、一〇一法廷と決定しました。次回は大きな山場を迎える大事な裁判となります。

第3回裁判が終了し、エデュカス東京に移動し報告集会に臨みました。参加者からは、もっと原告側と被告側が激しくやりとりがあるのかと思っていたが、聞いていて力が抜けましたといった声もありました。

今回の第4回裁判では、証人の陳述、それに対する被告側からの反論が行われ、3時間に及ぶまさに攻防戦という闘いの場になります。

第4回裁判に向け、多くの参加、多くの署名を広げていきましょう。

お知らせ

高裁あて署名 7/22現在

個人署名 八万四、三六四筆

団体署名 四九〇団体

今後の取り組み

高裁前の宣伝行動 9月18日（金）
12時～13時

衆参議長あて「老齢加算・母子加算復活を求める」請願署名の取り組み
最終集約は11月末、秋の臨時国会へ提出

全国連絡会作成のチラシの活用

B4版 裏面はアピール賛同者紹介と署名用紙 7月中にチラシができます
東京連絡会は10万枚作成

幹事会 9月16日（水）13時30分

労働会館 5階会議室

選挙後、9月頃に4党に呼びかけた集会を行う予定です

総選挙では、社会保障の改善を押し進めてきた政党に審判を下していきましょう



これから暑い夏を迎えます。
熱中症などに気をつけ、元氣
にがんばりましょう

東京高等裁判所前での宣伝行動



高裁第3回 裁判報告集会

第3回裁判を終え、エデュカス東京へ移動し、午後3時半頃から報告集会を行いました。

司会は東京自治労連副委員長の田川英信さんが行いました。

代表委員あいさつ・須山都生連会長



国会では母子加算の復活法案が参議院で採択されました。東京生存権裁判は次回は証拠調べが行われます。裁判勝利に向け頑張っていきましょう。

第3回裁判報告・淵上弁護士事務所局長



第2と第4準備書面を提出しました。第2準備書面では、証人・控訴人をちゃんと受け入れて欲しいと新井さんが口頭で説明しました。田見弁護士からは第3準備書面で母子加算を廃止するにあたっての調査・根拠が弱いと指摘しました。

の消費が低い。平成11年の全国消費実態調査は特別集計九百名、どういう方法でやったのかわからない。関連性はあるが必要性はないと押し切られた。

第4準備書面では、老齡加算を取ってしまってもよい。証人と原告控訴人を調べてくれるかということが、きょうの焦点でした。証人として、富家貴子さんと原告2人が採用されました。富家さんは老齡加算を作った時に厚生省にインタビューをした方です。原告は横井邦雄さんと吉田喜美さんに証言してもらいます。

10月15日に3人の尋問が行われ、これまでのとりまとめに対し、相方が攻め合います。判決は流れからして来年になるのではと思っています。

原告7名の決意表明

第3回裁判に参加した原告7名が決意を述べました。「生活保護には偏見と差別がある。なくしていく闘いが重要」「民主党も変わってきた。都立病院の継続にも賛成してきている。働きかけていくことが大事」「裁判勝利めざして頑張ります」と決意を語りました。

朝日健二代表委員・閉会あいさつ



法廷だけでなく外での闘いも重要になってきています。参議院で母子加算復活法案が採択された。法定外の運動、大きく前進しつつある。きょうの裁判で人証調べ勝ち取っ

た。判決は来年になりそうだ。時間を稼げる。

朝日訴訟の闘いの前夜、二千数百名が座り込みをした。その場所は派遣村が行われた場所だった。安保闘争の中、第1審で勝訴した。国会ではバカ太郎解散も行われます。全力を尽くした闘いをしようではありませんか。



生存権裁判を支える荒川の 会第3回総会開催

6月13日、生存権裁判を支える荒川の会第3回総会を山吹ふれあい館で59名の参加で開催しました。

開会あいさつ後、黒岩弁護士より「生存権裁判三連敗を乗り越えて」（東京・広島・福岡の各地方裁判所での不当判決）と題して報告がありました。

東京地裁の不当判決「老齡加算制度はおまけ」論との闘い。

①厚生省は、老齡福祉年金創設以前から高齢者の特別需要（観劇、教養費、毛布、老眼鏡などの被服・見回り品費など）の必要性を主張していた。

②老齡福祉年金の創設にあわせて生活保護者には、替わるものとして老齡加算を同時に創設された。だから「おまけ」ではない。

③野党4党により母子加算復活法案が衆議院に提出され、新たな政治的な闘いに発展している。「へこたれているわけに

はいかない」と高裁にむけた闘いの道筋をわかりやすく報告していただきました。

墨田の原告吉田さんは、「老齡加算があったところは、年に1〜2回、一泊で友達と旅行に行けましたが、今は行くことができません。裁判は東京・広島・福岡で敗訴しましたが、私はガツカリしていません。ますます闘志が燃えてきました。それは、多くの人々から励まされているからです」と力強い闘う決意と支援の訴えがありました。

その他、須山都生連会長をはじめ各団体より闘いの報告、本多事務局長から経過報告と今後の闘いが提案され、各団体・個人から8名の代表世話人と16名の役員を選出し、閉会しました。



多くの参加で総会を行った荒川